

○規制対象作業

(1kW=1.36PS)

騒音関係	騒音規制法	県条例
	種類の番号	種類の番号
くい打機を使用する作業 【ディーゼルハンマ・エアハンマ・スチームハンマ・ドロップハンマ・バイブロハンマ等。人力により錘を持ち上げ、自然落下によるもんけんは除外。】 くい抜機を使用する作業 くい打くい抜機を使用する作業 【圧入式くい打くい抜機を除く。圧入式とは、油圧やウォータージェット等により、くいを加圧して行うものである。】 ※くい打機をアースオーガーと併用する作業を除く。	①	①
びょう打機を使用する作業 【リベティングハンマによるリベット打ちを対象とする。ただし、インパクトレンチ等は対象外である。】	②	②
さく岩機を使用する作業 【ドリフタ・レッグドリル・ストーパー・ジャックハンマ・ハンドハンマ・シンカー・コンクリートブレイカー・コールピックハンマ等。作業地点が連続的に移動する作業にあつては、1日における当該作業に係る2地点間の最大距離が50mを超えない作業に限る。】	③	③
空気圧縮機を使用する作業 【さく岩機の動力として使用する作業を除く。電動機以外の原動機を用いるものであつて、その原動機の定格出力が15kW以上のものに限る。】	④	④
コンクリートプラントを設けて行う作業 【混練機の混練容量が0.45m ³ 以上のものに限る。モルタルを製造のためにコンクリートプラントを設けて行う作業を除く。】 アスファルトプラントを設けて行う作業 【混練機の混練重量が200kg以上のものに限る。】	⑤	⑤
バックホウを使用する作業 【原動機の定格出力が80kW〔108.8PS〕以上のものに限る。】	⑥	
トラクターショベルを使用する作業 【原動機の定格出力が70kW〔95.2PS〕以上のものに限る。】	⑦	
ブルドーザーを使用する作業 【原動機の定格出力が40kW〔54.4PS〕以上のものに限る。】	⑧	
鉄筋コンクリート造、鉄骨造、鉄骨鉄筋コンクリート造又はブロック造の建造物を動力、火薬又は鉄球を使用して解体し、又は破壊する作業		⑥
コンクリートミキサーを用いる作業 コンクリートミキサー車を使用してコンクリートを搬入する作業		⑦
コンクリートカッターを使用する作業 【作業地点が連続的に移動する作業にあつては、1日における当該作業に係る2地点間の最大距離が50mを超えない作業に限る。】		⑧
出力を問わずバックホウ・トラクターショベル・ブルドーザーを使用する作業 パワーショベル・スクレイパを使用する作業 その他これらに類する機械を用いる作業 【これらに類する機械については原動機として最高出力74.6kW〔101.5PS〕以上のディーゼルエンジンを使用するものに限る。】		⑨
ロードローラー・振動ローラー又はてん圧機を用いる作業		⑩

(注) 騒音規制法の種類の番号⑥、⑦及び⑧については、当該作業に使用する機械が、一定限度を超える大きさの騒音を発生しないものとして環境大臣が指定するものである場合は、規制対象から除外する。

振 動 関 係	振 動 規制法	県条例
	種類の番号	種類の番号
くい打機を使用する作業【もんけん及び圧入式くい打機を除く。】 くい抜機を使用する作業【油圧式くい抜機を除く。】 くい打くい抜機を使用する作業【圧入式くい打くい抜機を除く。】 ※くい打機をアースオーガーと併用する作業を含む。	①	①
鋼球を使用して建築物その他の工作物を破壊する作業	②	②
舗装版破砕機を使用する作業 【作業地点が連続的に移動する作業にあつては、1日における当該作業に係る2地点間の最大距離が50mを超えない作業に限る。】	③	③
ブレーカーを使用する作業（手持式のものを除く。） 【作業地点が連続的に移動する作業にあつては、1日における当該作業に係る2地点間の最大距離が50mを超えない作業に限る。】	④	④

(注) 舗装版破砕機は、錘を持ち上げ、それを落下させて舗装版を破砕する専用機である。

○規制基準

規制の種別	地域の区分	騒音	振動
基準値	①②③	85 dB	75 dB
作業時間	①	午後7時～翌日の午前7時の時間内でないこと	
	②	午後10時～翌日の午前6時の時間内でないこと	
1日あたりの 作業時間 (※1)	①	10時間を超えないこと	
	②	14時間を超えないこと	
作業期間	①②③	連続6日を超えないこと	
作業日(※2)	①②③	日曜日その他の休日でないこと(日曜日、祝祭日作業禁止)	

(注) 1 基準値は、騒音特定建設作業及び振動特定建設作業場所の敷地の境界線での値

2 基準値を超えている場合、騒音及び振動の防止の方法の改善のみならず、1日の作業時間を*欄に定める時間未満4時間以上の間において短縮させることを勧告・命令することができる。

3 ①地域：ア 第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域、近隣商業地域、商業地域、準工業地域、都市計画区域で用途地域の定めのない地域及び都市計画区域以外の地域

イ 工業地域及び工業専用地域のうち、学校、保育所、病院・診療所（患者の入院施設を有するもの）、図書館、特別養護老人ホーム及び幼保連携型認定こども園の周囲80mの区域

②地域：工業地域（①地域のイの区域を除く。）

③地域：工業専用地域（①地域のイの区域を除く。）

※1 規制等で定める除外規定に当てはまる作業の場合は、この限りではありません。

※2 日曜日、祝祭日や夜間の作業は禁止されています。災害時その他非常事態の際は作業可能な場合がありますので、ご相談ください。

○実施届出書記入にあたっての注意事項

届出者

- ・工事の元請者が届出者となります。法人の場合は会社の名称、代表者氏名を記入してください。

特定建設作業の種類：種類が複数の場合

- ・特定建設作業の実施場所ごとに、該当する作業を全て記入してください。

特定建設作業の実施の期間

- ・建設等工事の工期でなく、特定建設作業を実施する期間です。作業日については、その期間における実施日数となります。
- ・作業の種類ごとに実施期間、作業日を記入して下さい。（工程表との整合にご注意ください。）

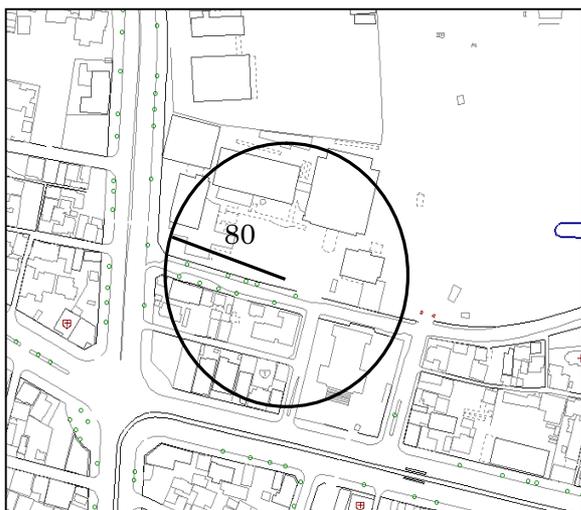
騒音、振動の防止の方法

- ・作業ごとの防止の方法の他、防音パネルの設置等作業場所の全体に係る対策についても記入してください。

添付書類

- ・作業場所付近の見取図、作業の工程表、石綿有無チェックシート

〔見取図の例〕



※見取図は作業場所付近の周囲 80m を含む範囲のもの

〔作業工程表の例〕

○×ビル新築工事												
特定建設作業工程表												
月日	10 / 20 (月)	10 / 21 (火)	10 / 22 (水)	10 / 23 (木)	10 / 24 (金)	10 / 25 (土)	10 / 26 (日)	10 / 27 (月)	10 / 28 (火)	10 / 29 (水)	10 / 30 (木)	11 / 1 (金)
特定建設作業												
バックホウを使用する作業												
くい打機を使用する作業												
ロードローラー・振動ローラー又は圧機を用いる作業												
備考												

○ご相談・お問い合わせ先

豊橋市環境部環境保全課 電話 0 5 3 2 - 5 1 - 2 3 9 5